

# 南宋の類省試

荒木敏一

【要約】南宋高宗建炎元年春正月は科挙の省試を行うべき時期に当たっていたが、靖康の難のため施行することが出来なかつた。同年十二月揚州の行在に駐蹕していた高宗は一つの詔を發し、本来礼部が主宰して都で行うべき省試を仮に各路の転運使主宰のもとに州軍に於て明春を期して行うことにした。これを類省試（又は類試）と言う。この類省試施行の主要動機は全軍侵寇の兵火の中を梗塞せる道路を辿つて、全国挙人が仮の都揚州に赴き省試をうけるといふ危険と不便を省こうというにあつた。

この類省試によく似たものに北宋仁宗朝以来、別頭試なるものがあり、矢張り転運使の主宰するところであつた。該試も一に類試ともいい、南宋の類省試も類試という別称を持つていて甚だ紛らわしい。そこで、本論致では別頭試の起原と沿革とについて先ず述べ、両者の区別を明にし、しかる後類省試の具体的なる施行法とその改廢變遷の次第について述べたいと思う。

## 一 序

北宋最後の欽宗の時、金軍の侵寇によつて国都開封が賊軍の手に陥つたのが靖康元年閏十一月であり、徽宗・欽宗以下の宗族が北滿の地に拉致されたのが翌年の三月末から

四月初にかけてであり、高宗が南京応天府に即位し建炎と改元したのが、その年の五月であつた。しかし、この応天府も金軍の攻撃をうける危険が多いというので、同年十月

には高宗は舟で運河を下り、揚子江北岸に近い揚州に遷り、ここを行在所と定めた。それも東の間で、翌年二月には金軍の迫るところとなつて、更に南へ、揚子江を渡り杭州（臨安）に逃れ、ここを仮の都とすることとなつた。時に建炎三年四月のことであつた。

かくの如く、首都開封の陥落から、杭州行在所設定まで、約四年を要したわけであるが、この四年間に三年一度の科挙の年が廻つて来たのである。抑々、宋代の科挙は英宗治

平三年以来、三年一貢の制が行われ、北宋最後の省試が徽宗宣和六年（一一二四）に実施されていたが故に、今回の省試はその三年後即ち高宗建炎元年（一一二七）正月に行うべきであつた。なお、省試施行の期は解試の翌年正月とするのがこれ亦た国初以来の常則であつた。ところが、建炎元年の正月といえ、国都開封が金軍によつて蹂躪され、徽宗以下の宗族が北滿の地に拉致される二ヶ月前に当り、未曾有の大混乱を呈した時である。従つて、従来如く全国州軍より解試合格の举人を礼部の貢院に集めて省試を施行することは到底不可能であつた。このため、省試は自然停止といおうか延期の姿のままで建炎元年も暮れようとする十二月、揚州に駐蹕せる高宗はある臨時応變の特別措置により、省試を施行すべき詔を發布した。特別措置とは本来首都に於て礼部の主宰していた省試を臨時に各路に於て転運使主宰の下に施行せんとする方法であつた。これを類省試又は単に類試という。類省試は従つて、飽くまで応急の方法であり、非常時下に於ける變則的省試であつて、正常なる方法でないことは言う迄もないが、中興の業を起さんとする高宗は、たとえ變則的であつても、祖宗の法は變

ずべからずとして、万難を排しても三年一貢の大原則は守り通さねばならぬと言ふ決意にもとづいたのである。十二月丁巳に至つて、天下に詔して、類省試なるものを行うことにし、その時期は翌年春正月と定めたのである。かくして、南宋最初の省試は變則的な方法をもつて開始されたが、この類省試について、先人学者の論究もないようなので、ここにその実施の法及びその變遷につき、ささやかな論を草することにした。

## 二 別頭試の起原と沿革

前節に於て述べた南宋の類省試とよく似たものに北宋時代の別頭試があり、それが類試とも呼ばれることがあつて、紛らわしい。そこで、この別頭試について、少しく述べて置かねばならぬ。

別頭試とは建炎以来朝野雜記乙集卷一五「殿試不避親」に、  
 國朝之制。發解進士及省試。皆置別頭場。以待舉人之避親者。自  
 總麻（三ヶ月）已上親及大功（九ヶ月）已上婚姻之家。皆牒送。惟  
 殿試則雖父兄爲試官亦不避。蓋以無別試之故也。（カッコは著者  
 の注以下同）

とあり、また文献通考卷三二「選舉考五」に、

旧制。秋貢春試皆置別頭場。以待舉人之避親者。自總麻以上及大功以上婚姻之家。皆懸送。

とあり、右の通考の文中に見える秋貢とは解試を秋八月行うを以て斯く稱し、春試とは翌春正月省試を行つたが故に、斯く稱するので、右の二文の要旨は、解試と省試に際し避親の原則（奉人の親戚が考官である場合）によりそれぞれ正式の解試と礼部の試とは別に試験したのである。而して解試の別頭試は転運司に於て、省試のそれは別試所に於て、考試したと言う。

右のうち転運司の許で行われる諸路別頭試に就きては宮崎博士が『科挙』第二章（一三三頁）「郷試と漕試と解試」の中で、類試、漕試、牒試などの別称があることを述べられ、「州の解試を受けんとする者が、若し親戚が其の州の官吏であつたり、或は試験官であつたりして、之を回避せねばならぬ時、及び官吏の子弟が父兄と共に任地にあり、本籍を離れること二千里以上にして本州の試験を受くるに不便なる時には、漕司即ち転運使の許に赴き、その監督下に別の試験を受けることが出来る」と説明されている。

而して文献通考卷三一「選舉考四」に、張士遜以監察御史為  
賈昌朝の上言に、取士率は十人に二人であつたこと、及び景祐四年の創置にかかること、及び礼部の省試同様、封弥・磨録を用いたことを伝えている。

次に省試別頭試について、燕翼詒謀録卷五「初立別頭試」に、

真宗時試進士。初用糊名法。以革容私之弊。張士遜以監察御史為  
巡鋪官。因白主司有親戚在進士。明日當引試。願出以避嫌。主司  
不聽。士遜乃自言引去。真宗是之。遂詔。自今舉人與試官有親  
者。移試別頭。別試所自此始。且御史為巡鋪。決無容私矣。易以  
宦官。不知始於何年也。

右文によれば省試別頭試の起原は、真宗の時、監察御史張士遜は賈院巡鋪官を拜命したところ、親戚の者にて進士に挙げられたる者あり。故に前日に之を辭退せんとせしに主司許さず。真宗遂に詔して、今後舉人が省試に赴かんとするに、その親戚が考官となれる時は、別に試験することにした。これが省試別頭試の始めてあり、而してその試験場を別試所と言つたとある。

右記事は宋史卷三一「張士遜の伝」にも見えている。また

長編卷六八では張士遜は巡鋪官ではなく、監門官に任せられたと言っている。即ち、

大中祥符元年四月。先是監察御史張士遜為貢院監門官。時貢舉初用糊名之法。士遜曰主司。有親戚在進士中。明日當引試。願出以避嫌。主司不聽。士遜乃自言。引去。上是之。記名於御屏。遂詔。自今舉人与試官有親嫌者。皆移試別頭。云々。〔原註〕景徳四年十二月張士遜監貢院門

右の長編の記載により先掲詒謀録の文頭に「眞宗時」とあるは大中祥符元年なることを知る。しかしそれ以前に於て、考官の親戚を別試したことは必ずしも絶無ではなく、例えば文獻通考卷三〇選舉考三舉士に、

太宗雍熙二年。令考官親戚別試。

と見える。ただ右の「別試」が諸路の別試か省試の別試か遺憾ながら明らかでない。

また唐代にも別頭試が行われたことがあつた。唐書卷四四德宗貞元六年（七九〇）の条に、

初礼部侍郎親故移試考功。謂之別頭。

とあり、これが恐らく唐代別頭試の始であろう。また同書同卷文宗太和三年（八二九）の条にも別頭試が考功員外郎の手によつて行われたことを示す記事がある。

太和三年。高錡為考功員外郎。取士有不当。監察御史姚中立又奏停考功別頭試。六年。侍郎賈餗又奏復之。

とあり。蓋し開元二十四年（七三六）以前は周知の如く吏部考功員外郎が貢舉を主宰し同年以後は礼部が主宰することになつた關係上、別頭試を行うものは考功員外郎と定められたのであろう。

### 三 類省試の起原・沿革

序文に於て南渡の交、国家非常時に際し、礼部にて省試を行うことは至難となつたこと、即ち金軍の侵入による混乱のため、舉人の赴試が極めて困難となつたに因り、諸路にて仮りに省試を行わしめることになつたこと、而してこれを類省試と言つたことを述べた。国家の非常時に処するため、科舉も臨時に応急の便法が講ぜられたわけで、類省試については先ず皇宋中興兩朝聖政卷二によれば、

建炎元年十有二月。詔。諸路転運司類省試。以待親策。先是諸州發解進士。當以今春試礼部。会国難不果。上以道梗難赴。乃命諸路提刑司選官。即転運司所在州類省試。

とあり、また通考卷三二選舉考五に曰く、

高宗建炎元年。詔曰。國家設科取人。制爵待士。歲月等陰陽之信。法令如金石之堅。頃緣寇戎侵犯京邑。爰致四方之僞。已愆三歲之期。比申飭於攸司。涓上春而明試。深慮道阻。寬佇決句。而駐蹕行宮。時巡方嶽。非若中都當遠近之會。可使四方得道里之均。特從權宜。創立規制。分禮闈之奏額。就諸路之漕臺。傳謹扞於考官。用精蒐於実學士。省勞費。鄉丞營警。悉預計偕。以俟親策。敷告多士。威体至懷。諸道令提刑司選官。即轉運置司。州軍引試。使副或判官一人董之。河東路附京西轉運司。國子監。開封府人就試於留守司。御史一人董之。國子監人願就本路試者聽。

とあり、また宋史卷一五六選舉志二には、

高宗建炎初。駐蹕揚州。時方用武。念士人不能至行在。下詔諸道提刑・轉運司選官。即置司。州軍引試。使副或判官一人董之。河東路附京西轉運司。國子監。開封府就試於留守司。命御史一人董之。國子監人願就本路試者聽。

とある。宋会要輯稿選舉四舉士には類省試といわず類試と言つてゐる。即ち、

建炎元年十二月一日。詔。諸道進士赴京省試。今春兵革。已展一年。國家急於取士。已降指揮。來年正月鎖院。緣巡幸非久居。盜賊未息滅。道路梗阻。士人赴試非便。可將省試合取分數。下諸路令提刑司差官。轉運司所在州類試。

とある。宋室南遷という困難に際し、四方の士子兵火のため交通杜絶し、礼部の試に赴くこと困難となり建炎元年春の省試が施行出来なかつたので、建炎二年春行ふべき省試を権りに転運司をして行わしめ、従来の礼部省試合格の数を夫々各路に分ち、且つ漕臺をして考官を精選せしめ、司を置き、州軍にて士子を引試する。而して転運使及び転運副使又は判官一人をして監督させる。(而して後に引用せる朝野雜記甲集卷一三によれば十四人に一人を取ることになつてゐる。) また國子監解試及開封府解試は留守司に於て行ひ、御史一人をして之を董率せしむることにした。

斯くの如く、本来、建炎二年正月、礼部にて行われるべき省試を臨時に各路において、轉運司の監督下にて行わしめることになつた。即ち宋登科記總目(通考卷三三)にある如く「軍興りしを以て路に分ちて類省試す」ことが決められたのである。而して類省試は従来の轉運司の試(類試)〔仁宗景祐四年創設〕をいわば拡大したものと言つてよい。さて次に建炎以来朝野雜記甲集卷一三「類省試」によれば、十四人に一人をとることになつてゐる。即ち、

類省試者。始高宗在揚州。以軍興道梗。建炎元年十二月。遂命諸

道提刑司選官。即漕司所在州類試。率十四人而取一人。開封以臺官監試。諸道令提刑臨時封移牒。漕司一員。不得預考校。榜既揭。遠方之士。多訴其不公。

とある。

さて類省試はその後如何に發展したであろうか。實際、類省試を各路で実施して見ると、色々弊害が出て来た。中でも考官にその人を得ることが出来ないと言う重大な欠陥が露呈された。言う迄もなく、省試は中央礼部にて六部の尚書をはじめ、翰林学士の如き近臣の錚々たる人々が知貢挙に任ぜられ、その他、卿監・館職の如き文学の重臣が参詳官、点検官に動員されるのである。そこで至公中正なる試験が行われ得て、士心を厭服さすことも出来た。ところが、地方ではかかる大物の儒臣や高官を試験官として選差すべき術もない。そこでどうしても種々の弊端が生じ非難が起こつて来たわけで、遂に紹興三年（一一三三）類省試を廃罷し、従来の如く省試は礼部で行うことになつた。即ち建炎以來繫年要録卷六九に曰く、

紹興三年冬十月。戊申。詔。今後省試並赴行在。自諸路置類省試。行之纒二舉。謬者以為茲。百端弊且言。本朝省試。必於六曹尚書

・翰林学士中択知挙。諸行侍郎給事中択同知挙。卿監為参詳官。館職學官為点檢官。又以御史監視。故能至公至当。厭服士心。今盜賊屏息。道路已通。若以此試復還礼部。不過括諸路漕司所費。輸之行在。則必裕然有餘矣。詔檢坐累降指揮。申啟行下。於是遂罷諸路類試。

右文によれば、諸路類省試の弊害に鑑みて、高宗は紹興三年類省試を廃罷することにした。この廃止に踏み切つた動機は金の侵入が一時中絶したので、道路の交通が稍々円滑に通じ始め、行在に省試を復帰させても大丈夫とする見込がついたこと。また諸路漕試の費用を行在に引揚げることも出来、経費の上に於ても有利であるとする考え方にも依つていたらしい。

しかし、翌紹興四年六月に至つて川陝にのみ類省試は復活される。宋会要輯稿選舉四考試条制に、

紹興四年六月十四日（要録作壬辰詔）川陝合赴省試舉人。令宣撫司於置司州軍置試院。選差有出身清曠見任軫運使副。或提点刑獄官充監試。於逐路見任京朝官内。選差有出身曾任館職學官。或有文學官。充考試官。務依公精加考校。杜絶請託不公之弊。建炎以來繫年要録卷七七同之。

即ち州軍に試験場を設け、現在の科挙出身の軫運使副又は提点刑獄官より選差して監試官に充任する。而して路の

現任京朝官内より、科挙出身にしてかつて館職・学官に任ぜられたものを選差して考試官に充てたと云う。

建炎以来蒙年要録卷七七所載同月同日（壬辰）の文には、右宋会要輯稿と同じき文を載せ、その次に続けて、川陝のみに行いし別の理由を述べている。

先是詔省試並就行在。至是礼部侍郎兼侍講陳与義奏。川陝道遠。恐举人不能如期。故令類試焉。

右文によれば省試はすべて行在にて行われ、類省試は廃止されていたが、川陝よりの道は余りに遠く、陝西の举人は省試期日に間に合うように行在に到着することは出来なない。そこで矢張り類省試を復活すべきであると言ふ礼部侍郎陳与義の奏請に依つて実現されたと言ふ。

以上、別頭試及び類省試につき概略述べたが、要するに宋代の転運使は二つの科挙試を行つたのである。一は北宋の時避親及遠方举人のための諸路別頭試であり、二は南宋に入りて非常事態に処するため行在にて行ふべき省試を臨時に転運使が代行した類省試である。

#### 四 川陝類省試の分離

南宋時、はじめ川陝は一つにまとまつて類省試が行われたが、その後、四川、陝西が夫々試額を独立させて行うこととなる。それは、高宗紹興九年（一一三九）に始まる。宋史卷一五六選挙志二に、

紹興九年。以陝西举人久蹈北境。理宣俊異非四川比。令礼部别号取放。川陝分類試額。自此始。

と。また文献通考卷三二選挙考五举士に、

紹興九年。詔。陝西久陷偽境。与四川類試。必不能中程式。其令礼部。措置别号取放。川陝分類試額。自此始。

とあり、また皇宋中興兩朝聖政卷二五「四川分類試額」には、

紹興九年十一月乙丑。戸部侍郎周聿言。陝西士人學術各荒拙於為文。若与四川類試。必不能中程。乞別立字号。上曰。陝西久論異境。朕欲加惠遠方。可令礼部措置。川陝分類試額。自此始。

とあり。此等の記載を綜合するに、戸部侍郎周聿の奏言により、従来川陝は一体となつて類省試が行われて来たが、陝西は久しく夷狄の手に侵され、従つて四川と共に試験を行うと、陝西の举人は大低実力低きため、黜落者が多く出る。そこで、四川と陝西とを別々に字号を立てて、考試し

ようと言う奏言であるが、高宗は若干変更して四川・陝西の試額を夫々別にして試験を行おうと云うことに決定した。なお従来、四川陝西を合併して考試を行つた経緯については建炎以来朝野雜記甲集卷一三「類省試」に依れば、

紹興元年六月。始專執諸路憲漕。或帥守中詞學之人。總其事〔類省試〕。時張魏公為宣撫使。以便宜令川陝舉人。即置司州類省試。

とある如く、張魏公（張浚、魏国公に封ぜられしを以て名付く）の宣撫使置使たりし時（紹興元年）、川陝を一つにして類省試を行うことになつた。建炎以来繫年要録四五紹興元年六月甲戌には、右の事情につき更に詳細なる説明を与えてゐる。曰く、

言者論諸路軫運司類省試。舉人多訟其不公。若止仍令憲臣差官。慮有私請。欲於帥臣部使者中。択文學之臣。領其事。詔。江東西・福建・広東。委帥臣呂頤浩、朱勝非、程邁、趙存誠。兩浙委憲臣施炯。荊湖・広東委漕臣孫燧、王次翁。其川陝路令張浚、於帥臣監司内。選差有出身人。分鎮路分。令茶塩司選官如前詔。

右文を説明する要もあるまいが、ただ張浚が川陝路に於ける類省試の責任者となつてゐることを注意しておこう。

さて、独立分離後の四川類省試の考官組織は、四川の特殊的文化地域なるに鑑みたのであろう、勅命によつて監試主文の官を任命差遣することになつてゐる。即ち建炎以来朝野雜記甲集卷一三「四川類省試官」に、

四川類省試官。自敕差監試主文之外。制置司差考試官四員。以有出身知州充。点檢試卷官十員。以京官選人有士望者充。別試所則但差小試官二員而已。旧監試主文皆差提軫。近歲多以郡守為之。而考試官亦差倅式。至郡守之管任簡學者或不差。非故典也。

とある。また監試主文の下に在る属官に関する右文の説明を纏めると、

〔四川類省試〕

監試主文 一人

考試官 四人 科挙出身の知州より制置司が差遣す。

点檢試卷官 十人 京官選人の声望ある者より制置司が差遣す。

〔四川類省試別試所〕

小試官 二人

監試主文 一人……（もと各提刑使軫運使が差したが、近年

は郡守が之に為る）

右の主文監試は知貢舉に当るもので、最高責任官であり、恐らく出題を掌り、成績審査の最終的判定を下し、その他、



試験執行に対する目付役にもなつたのであろう。また考試官はその下にあつて手分けして実際に試卷の採点審査に當つたことは、解試や省試の場合から推察することが出来る。

四川のみを特別扱にしてこの地に類省試を施行したのは、もとより、首都までの道程が遠く、三年一度上京の挙人の苦勞を軽減するためと、四川の文化程度高きため、特に制度として充分整備する必要が痛感されたためであつた。

このように四川地方の挙人には遠方の故を以て、優遇的な処置をしているが、しかし、一面永年の間には四川類省試に弊害も現れて来て、廢止を獻言するものあり。要録卷一七七に、

紹興二十有七年五月乙亥。初朝廷以蜀道遠。命舉人卽宣撫制置司類省試・行之既久。議者。或以為不能無弊。欲罷之。悉令赴南省。事下夔于監。樞尚書兵部侍郎兼祭酒楊椿曰。蜀士多貧。而使之經三峽。冒重湖。狼狽万里。可乎。欲去此弊。一監試得人足矣。遂請選差清彊有才行郎曹以上一人。往莅其事。仍令監司〔字〕倅實客子弟。力可行者赴省。餘不在遣中。是日辛執進呈。詔付札部。其後本部乞。士人願赴南省者。給廩券。選官不行。餘從之。

とあるによれば、四川地方の挙人も行在に至らしめて、省

試を受けさすべきであるという輿論が起つて来た。これに對して、楊椿は反對論を唱え、蜀の挙人は貧乏な上に途道の遠きを冒して上京する。所謂「三峽の難を経て、重湖を冒し、狼狽すること、万里である。これで果してよいのか」と言つてゐる。従つて四川類省試に弊害ありとせば、監試官にその人を得るように改めたらよいと言う。

また紹興二十九年（一一五九）三月甲申には監試官、考試官各一人を中央朝廷から命令を出して選差すること。別試所の試も同様に一人ずつ選差することになつた。建炎以來繫年要録卷一八一に、

紹興二十有九年三月甲申。樞札部侍郎孫道夫言。四川省類試。已降指揮。選差監試・考試官各一員。今看詳。別試所取試避親進士。其利害閔防。比之類省試。事体無異。欲望亦自朝廷選差監試並考試官各一員。所貴選舉尽公。仰副聖世取士之意。從之。

と見えるのがそれである。

先是、紹興二十九年（一一五九）三月丙辰朔に詔によると今後四川類省試は九月十五日に始めること。考試官、監試官各一員は帥臣監司内より朝廷みずから選差することになつてゐる。同書卷一八一に、

紹興二十有九年三月丙辰朔。詔。今後四川類試。用九月十五日鎖院。朝廷於帥臣監司內。選差考試官・監試官各一員。於鎖院二十日前。用金字牌。遣降指揮。在院官吏。如有挾私違戾。令監試徑行劾奏。餘官制置司精加選差。務盡公明。不得苟簡。

とある。監試官及考試官を朝命によつて選差するが、鎖院の二十日前に金字牌を用いて指揮（任命）を遣降したというのも、従來の非難に鑑み、任命手續にも特に留意したことを示し、また、監試官をして在貢院官の私營的行為や違法行為を彈劾奏上せしめることにしたのも、出来る限り、四川省試の嚴正さを保持するためであつたことは言うまでもない。

以上、南宋初期における科挙、殊に本試験たる省試が如何にして行われたかについて、類省試なるものが創設され、それが二回行われて、廢止となつたが、再び川陝に復活され、後に川陝は四川・陝西各々試験を分けて行われるに至つた経過を述べた。非常時下の特殊なる省試として注目すべきであらう。

執筆 者 紹 介

宮下美智子	大阪学芸大学講師
荒木敏一	京都学芸大学教授
村岡健次	京都大学大学院学生
木崎良平	鹿児島大学助教
君塚進	大阪外国語大学講師
小玉新次郎	関西学院大学助教
赤松俊秀	京都大学教授
中山治一	大阪大学教授
渡辺久雄	大阪市立大学教授

# The Land-lord Economy in the Later *Edo* Era

by

Michiko Miyashita

Though these have been many monographs on the landlord system by analyzing each management, this article tries to analyze not only the agricultural management but also some aspects beside the agricultural management which had more or less some importance in actual landlord managements, to study correlation of these aspects, and to grasp as a whole the movement of the landlord management.

In the case of the *Shindo* 真銅 family here in this article, their agricultural management, trade of cows, and loaning, or their managing units, changed, but generally speaking, after the *Kansei-Bunka* 寛政—文化 period as a transition period, inactivity of their cow trade caused reduction of their agricultural management and dull loaning, and what is more, along with poor harvest of cotton, the important aspect of agricultural management moved to their tenant farming, and their loaning was limited to a petty loaning, through the process of which the landlord system becomes clear in the course of time.

## *Lei-hsêng-Shih* 類省試 in South *Sung* Dynasty

by

Toshikazu Araki

Owing to the invasion of *Chin* 金 and fall of the Capital *Kai-Fan* 開封, the state examination could not be held in January of the first year of *Chien-Yen* 建炎. The Emperor *Kai-tsung* 高宗, for the sake of convenience, decided to conduct the examination on the responsibility of *Chuan-Yün-Shih* 轉運使 instead of on the responsibility of *Li-Pu* 礼部. This examination was called *Lei-hsêng-shih* 類省試 or *Lei-Shih* 類試. In this treatise I intend to explain system and vicissitudes of *Lei-hsêng-Shih* in south-*Sung* dynasty.